



平成 24 年 8 月 6 日

兵庫労働局長
白川欽也 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 鳥邊晋司

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 24 年 7 月 5 日付け兵労発基第 956 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより平成 22 年 10 月 17 日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額 734 円）と平成 22 年度の生活保護水準とを比較したところ 15 円下回り、かつ、平成 23 年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額 739 円）による引上額 5 円を加えても 10 円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。



兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定する。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 749円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成 24 年 10 月 1 日

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 兵庫県最低賃金（発効日）

- (1) 平成22年度 時間額 734円（発効日 平成22年10月17日）
- (2) 平成23年度 時間額 739円（発効日 平成23年10月1日）

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

平成22年度

(3) 生活保護水準（平成22年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（110,478円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額（註1）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回り、その乖離額は時間額（註2）に換算すると15円であった。これに平成23年10月1日改正発効による引上額5円を減ずると残る乖離額は10円となる。

このため、最低賃金法第9条第3項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るため、今年度解消することを目指して10円の引上げとすることが適当である。

また、政府において、雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成22年6月3日 雇用戦略対話第4回会合）に掲げられた目標の円滑な達成を支援するため、「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」をはじめとする中小企業に対する支援等に引き続き取り組むことを要望する。

（註1）最低賃金1箇月換算額

$$734 \text{円（兵庫県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.849 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 108,306 \text{円}$$

※ 平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。

（註2）時間額換算差額算出法

(上記2の(3)に掲げる金額－上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額)

÷173.8÷0.849

※ 1円未満は切り上げ。